

第 28 回総会議事録

(令和 7 年 10 月 27 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第28回総会 議事録	
日 時	令和7年10月27日(月)14時00分～15時20分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 16名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について 第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について 第5号 農業委員会が発行した9月分扱い諸証明の確認について 第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について 第7号 農業経営改善計画の認定について 第8号 横浜市中央農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者を選定するための基準について
審議結果	第1号議案 21番 許可 22番 許可 23番 許可 24番 許可 第2号議案 19番 保留 20番 許可相当 21番 許可相当 22番 許可相当 第3号議案 21番 許可相当 22番 許可相当

	23番 許可相当 24番 許可相当 25番 許可相当 第4号議案 28番 証明交付 29番 証明交付 30番 証明交付 31番 証明交付 第5号議案 11番 証明交付 第6号議案 7番 証明発行 第7号議案 15番 協力
議 事	
事務局	(開会 14 時 00 分) 事務局から出席状況(出席委員16名、欠席委員3名)を報告し、法第 27 条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。
議長	それでは、ただ今から第28回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号 18番石井委員、19番守谷委員にお願いします。 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。 21番について事務局から説明してください。
事務局	申請地は現在、認定市民農園として利用されています。譲渡人は農業経営の廃止にとともに、農地の売買を考えていました。今回、東京に本社を持ち、栃木県栃木市でブドウを耕作している農地所有適格法人が、農地を買受けたということで話がまとまりましたので申請をするものです。なお、申請地は農園閉園後に所有権移転を行い、サツマイモ畑として耕作し、東京で干し芋の加工を行う予定です。 譲受人の本社は東京ですが、栃木市で 10,000 m ² 以上のブドウ畑を耕作しています。東京から栃木には車で耕作に通い、繁忙期は畑の近くに宿泊するなどしています。栃木市からの耕作証明も出ています。法人の構成員には、農業改良普及員であった方も含まれており、人員・技術的・機械の種類等にも要件を満たしていると考えます。常時従事要件も、それぞれ 250 日以上作業を行っているとのことで、問題はありません。 申請地を取得した際には、栃木と環境が違い、住宅地も近いいため農薬の散布等に気を遣うことを確認しており、作物もサツマイモや里芋であることから、調和要件についても問題はありません。 今後も譲受人は法人の構成員を中心に、露地野菜を耕作する予定であること、その他農

	地取得のための法人要件も満たしていますが、横浜市内での耕作実績がないこと、また、通作距離が遠いことから営農計画をヒアリングする必要がありましたので、白井委員・内田推進委員との面談を実施しました。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	21番について、地区担当の白井委員、内田推進委員の意見はいかがですか。
白井委員	9/26 に面談を行いました。長年農業経験があり、さつまいもの栽培技術については問題ないと思われます。農業用機械も持っており問題ないと思われます。農薬散布については注意してもらうよう伝えてあり、問題ないと思われます。
内田推進委員	こちらからの質問に的確に答えており、問題ないと思われます。
議長	21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、21番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、21番は許可とします。 続いて、22番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、自己所有による農地取得を希望しており、話がまとまったため申請するものです。 譲渡人は、労力不足等により農業廃止を考えており、売買により所有権移転します。 譲受人は、現在経営農地はないものの、山梨県の友人が所有する畑で露地野菜栽培の手伝いを6年間経験しており、また、東方北部土地改良区の畑で3年間の援農経験があり、農作業、農業技術については問題ありません。 常時従事者は、現在は本人のみですが、将来的には、子が2名、臨時従事者として携わる予定です。 周辺との調和要件についても、地域事情も把握しており、現在の援農から引続き同様に耕作予定で問題ないと考えられます。また、港北区在住で、通作距離も5km・20分であり、問題ありません。 譲受人は、農地を取得するのが初めてのため、良好に農地の維持管理が可能か、地区担当委員の荻野推進委員と農地所在地の地区担当である根本推進委員に、譲受人と面談を実施してもらい、農地を取得するにあたり問題ないことを確認しております。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	22 番について、地区担当の荻野推進委員、根本推進委員の意見はいかがですか。
荻野推進委員	9/26に面談を行いました。現在、申請地は少し荒れている状態です。その他詳細は根本

	推進委員から述べさせていただきます。
根本推進委員	申請者は70代ですが、現在同じ地区内で熱心に援農しているのを以前から見ており、問題ないと考えます。申請地は少し荒れてきてしまっているのですが、今回の申請者は意欲もあり東方北部土地改良区内の畑の管理という点からも今回の売買を行った方がよろしいかなという思いもあります。
議長	22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、22番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、22番は許可とします。 続いて、23番について、事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は家庭内に担い手及び後継人がいないため、近隣で農地所有者が購入する話がまとまったため申請するものです。申請地は、近隣の所有農地と同様に露地野菜として効率的に利用する見込みです。 譲受人世帯の経営農地は、146aあり、露地野菜として全て効率的に利用されています。 常時従事者は本人含め4名です。 周辺との調和用件について、同じ町内の農地所有者であり問題ないと考えられます。 以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	23番について、地区担当の私から意見を述べさせていただきます。 この周辺で広い面積を耕作している方で、人手もある方です。何ら問題無いと考えます。
議長	23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、23番は許可とします。 続いて、24番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、鶴見区上の宮にお住まいで農業従事しています。譲渡人は譲受人の母で同居しています。譲渡人は加齢により農地の管理が難しくなっており、現在も譲受人である息子が申請地の農地管理を行っていますが、世帯内贈与により所有権移転をするために申請するものです。 譲受人は、ご家族で耕作をしており、現在経営面積は申請地の1,302㎡のみです。 常時従事者は本人、妻の2名です。

経営農地は、申請地のみで露地野菜畑として良好に農地管理されており問題ありません。

周辺との調和要件についても、既に申請地で農業経営を行っており、問題ないと考えられます。通作距離も車で 30 分と問題ありません。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

24番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。

金井委員

何ら問題無いと考えます。

議長

24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、24番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、24番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。19番について、事務局から説明してください。

事務局

申請書類の補正が間に合わなかったため、次回 11 月 26 日の総会まで保留とします。

議長

19 番は保留とします。

続いて、20番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は相続により農地を取得しましたが、耕作技術が無い中、農地管理に苦慮しており、土地の有効活用を検討していたところ、車両置場として借りたいとの要望があり、転用を申請するものです。

借受法人は、都筑区池辺町に本社を置き、中古自動車販売業等を営む法人です。借受法人は港北区新羽町に車両置場を賃貸借しておりますが、面積が広く賃料が高いこと、進入路を他社と共有しており利用時にトラブルが発生していることなどから、代替地を探しており、関連施設からなるべく近く、近隣に住宅も少なく、トラック車両が通行できる進入路も確保できるなどの条件を満たす土地で、話がまとまった唯一の土地でした。

立地基準は、第2種農地です。市街化区域 500m以内に存する農地で、10ha 以上の集団農地に含まれません。

敷地内は全面碎石敷とし雨水は自然浸透させます。隣地境界は、新設の鋼板土留で被害防除し、隣地農地の営農に支障がないような施工とします。

申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長

20番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員	事務局の説明通り問題無いと考えます。
議長	20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、20番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、21番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は高齢のため耕作が困難な申請地の有効活用を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人はホテルやレストランを顧客としたりネン類のクリーニング業者です。現在、大棚町の駐車場を賃借していますが、今年に入り事業縮小に伴い保有車両を削減しており、車両台数に対して駐車場の面積が広い状態です。そのためコストダウンの必要があり、適正な面積の駐車場を探していました。ハイエース10台を安全に駐車でき、川向町の工場からの距離や従業員の通勤距離の条件に合う土地を探したところ、申請地のみが見つかりました。 立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。 被害防除について、敷地内のブロックや植木は撤去し、出入口は土をならし、緩やかなスロープにします。敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。南東側は既存コンクリートブロックを活かし、北東側は土留鋼鈑、北西側はコンクリートブロック及びネットフェンスを設置します。 所有農地に違反転用はありません。 以上、許可相当として市に進達したいと考えております。
議長	21番について、地区担当の金子宏正委員の意見はいかがですか。
金子(宏)委員	現地に植木が残っていますが、撤去後被害防除も行われるとのことで問題無いと考えます。
議長	21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、21番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、21番は許可相当とし、市に進達します。

	続いて、22番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は高齢のため耕作が困難な申請地の有効活用を考えていたところ、車両置場として利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は中古商業車の販売業者です。事業拡大に伴い、需要に応じて2t車、4t車の在庫を合計 17 台増やすことになり、新たな車両置場が必要になりました。早渕三丁目の営業本部からの距離、面積、形状等の条件を満たす土地として申請地が選定されました。 立地基準は第3種農地です。500m以内に中川中学校、早渕公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。 被害防除について、北東側中央 16mの既存コンクリート塀及び単管柵を撤去し、出入口を設けます。出入口は最大 20 cm切土をし、緩やかなスロープにします。南側にある馬入れは、南西側の狭い道路に迷惑がかからないよう、車の回避スペースとして活用します。敷地内は回避スペースを除き碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。出入口以外の周囲は既存の土留めを活かします。 所有農地に違反転用はありません。 以上、許可相当として市に進達したいと考えております。
議長	22番について、地区担当の金子宏正委員の意見はいかがですか。
金子(宏)委員	現地はきれいに耕作されていますが、高齢のため転用すると聞いており問題無いと考えます。
議長	22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、22 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、22番は許可相当とし、市に進達します。
	続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。21番について事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は駐車場です。譲受人は、青葉区に事業所を構え不動産仲介業を営んでいます。借受法人からの依頼で車両 15 台程度を駐車できる土地を探していたところ、今回の申請地を売却したいとの話がありました。借受法人は、青葉区鴨志田町に事業所がある中古車販売・レンタカー業を営む法人です。現在利用している駐車場では転回スペースが狭く業務効率が悪いいため5台分移動させたいことと、近年受注が拡大していることに伴い 10 台増車する予定があったため、15 台駐車でき購入できる土地を探していました。 立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下管があり、500m以内に奈良五丁目駒狩

公園と奈良小学校があります。

敷地内は転圧の上砂利敷とし、雨水は自然浸透させます。車両出入口部分道路際には、地先ブロックを設置し土砂流出を防止します。一部道路際から傾斜のある箇所と東側宅地との境界には、コンクリートブロックを設置します。土圧のかかるコンクリートブロックは、公共工事の標準図集に記載の規格であり、構造計算上問題ないことも確認済みです。風致地区のため、北側国有地境界と南東側一部に緑地帯を設けます。

他法令に関して、風致地区に該当するため建築局企画課に行方許可申請済みです。本計画が盛土規制法に抵触しないことを建築局調整区域課に確認済みです。

申請者の所有農地に違反はありません。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長

21番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員

近くにこどもの国があり、こどもの国から奈良町にかけて風致地区に指定されております。計画は風致地区に合致する内容になっており、問題ないと考えます。

議長

21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、21番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、21番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、22番について事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用用途は駐車場です。譲受人は、奈良町近隣地に事業所を構え建築業を営んでいます。奈良町の近隣地駐車場の解約予定があることと、従業員用駐車場が点在しており集約したかったため、9台分駐車できる土地を探していました。事業所からできる限り近く、転回スペースを十分に確保できる土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10haの集団農地に含まれません。

敷地内は転圧し、雨水は自然浸透させます。出入口部分のみ一部砂利敷、道路際には地先ブロックを設置し土砂流出を防止します。周囲は根入れ木柵で囲みます。隣接地は譲渡人の所有する宅地があり、転用により囲繞地となるため、木柵の一部は取り外せる仕様とし通行できるようにします。風致地区内のため、北側横浜市山林との境に緑地帯を設け、境界部分に木柵を設置します。

他法令に関して、風致地区に該当するため建築局企画課に行方許可申請済みです。本計画が盛土規制法に抵触しないことを建築局調整区域課に確認済みです。

申請者の所有農地に違反はありません。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長	22番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。
井上推進委員	譲受人は近くの工務店ということで、計画は問題無いと考えます。
議長	22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、22番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、22番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、23番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は横浜市で不動産業を営む法人です。港北区から緑区に事業所を移転する予定の借受法人から依頼を受け、大型トラックを駐車できる場所を探していたところ、申請地が見つかりました。譲渡人は高齢のため農業の縮小を考えており、譲受人とマッチングしたため申請に至りました。 借受法人は港北区と神奈川区にそれぞれ1か所ずつ事業地がありますが、距離が離れているため業務効率に支障があり、駐車場の大きさが足りないため大型トラックを駐車することができず、必要に応じて市外の事業所から一時的に借りることで現状は対応をしています。 高速道路に近く、出入りのための道路幅員が十分にあり、横浜市内の事業地に駐車しているトラックを1か所にまとめられる平坦な土地を探していたところ、申請地が見つかりました。申請地には既存のトラック 17 台のほか、新規購入予定の大型トラック 10 台、各トラックと同数の通勤用の普通乗用車 27 台の合計 54 台を駐車する計画です。港北区と神奈川区の事業所は農地転用許可後に解約し、事務所は申請地周辺に移転する計画です。取得できる見込みのある土地は申請地しかありませんでした。 立地基準は第2種農地です。10haの集団農地に含まれず、1種農地の要件に該当しません。 敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。外周の法面は防草シートで保護し、隣地境界に沿って法下に鋼板土留めを新設します。雨水は雨水浸透枳を新設して、オーバーフロー分は水路に接続して処理します。申請地は水路で分断されていますが、緑土木事務所の指導で塩ビ管とコンクリートの二重構造の橋を新設し、大型車が出入りできるようにします。隣接地に農地がありますが、耕作に影響ないことを確認済みです。 他法令その他の手続きに関して、盛土規制法の許可申請が必要な造成工事ではないことを、建築局調整区域課に確認済みです。雨水浸透枳の設置については下水道河川局河川管理課から承認済みです。前面道路の利用方法、水路の占有許可申請およびコンクリート橋の設置について問題ないことを緑土木事務所に確認済みです。埋蔵文化財包蔵地区内ですが、埋蔵文化財発掘の届出を横浜市教育委員会に届出済みです。

	以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えます。
議長	23番について、地区担当の杉崎委員が欠席のため、野路委員の意見はいかがですか。
野路委員	事務局から説明のあった通りで問題無いと考えます。
議長	23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、23番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、24番について事務局から説明してください。
事務局	借受法人は都筑区東方町に主たる事務所を構えるタクシー業務を行う事業者です。 現在、都筑区東方町で事業地を借地していますが、契約更新や地主都合による解約など今後の利用継続に不安定要素があることから、同規模の面積で車両の出入りが可能な形状で接道が4m以上ある土地を探していたとのことです。 なお、農地転用できた暁には、既存の車両置場は退去するとのことです。 立地基準は第3種農地です。申請地から 500m 以内に都田幼稚園と池辺保育園があり、前面道路に上・下水道管があります。 出入り部分を除く敷地内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側と東側と南側の一部に高さ 30 cmの新設土留め鋼板を設置します。西側と南側の一部には、高さ 70～110 cmの新設H鋼横矢板土留めを設置し土砂流失を防ぎます。なお、南側境界は法面となっているため、法面には防草シートを設置します。西側の一部に出入り部分としてスロープ形状に切土した上で、アスファルト塗装とし道路側にU字側溝を設置し、公共下水へ排水します。 出入口部分のアスファルト塗装に伴う雨水処理について、南側隣接地が水路のため、法面は防草シートを設置することについて都筑土木事務所と協議済みです。 以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えます。
議長	24番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。
根本推進委員	周辺に農地が少なくなっている場所であり、土砂流出の心配も少なく問題無いと考えます。
議長	24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、24番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、25番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、建築業を営む川崎市の法人です。川崎市や横浜市都筑区に資材置場・車両置場をかまえています。受注件数・事業規模の拡大に伴い、資材が増加傾向にあるため、現在利用している資材置場から近い場所に新たな資材置場を探していたところ見つかったのは本申請地のみでした。 立地基準は第3種農地です。上下水・ガス管が整備され、半径 300m以内に公園が2つあります。 隣地との境には、高さ 0.45mの鋼板土留めを設置し、土砂流出を防止します。 出入口部分は、道路と比べ申請地が低い位置にあるため、土砂は流出しません。 法面は現況仕上げ、有効部分の敷地内は全面碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。 盛土規制法に抵触しない計画であると、建築局調整区域課に確認済みです。 また埋文包蔵地に該当するため、教育委員会生涯学習文化財課で手続き済みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	25番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	特に問題無いと考えます。
議長	25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、25番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、25番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議しましょう。28番から31番について事務局から説明してください。
事務局	28 番について、立地基準は第 2 種農地です。11 年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 29 番について、立地基準は第3種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを固定資産税・都市計画税土地非課税証明及び土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 30番について、議案書内の「駐車場」の記載は誤りです。申し訳ございません。

	立地基準は、第3種農地です。19 年間建物敷地として利用されていることを、航空写真で確認しました。 31 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。
議長	28番から31番について、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、28番から31番について承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、28番から31番は証明交付とします。
菅沼委員	1点質問があります。非農地証明が出るまでの間は、違反転用状態になっているということか。
事務局	すべての件について違反転用状態であるかは不明だが、一般的には耕作されていない状態であると考えている。
菅沼委員	4条申請や5条申請が難しいケースについて非農地証明をしているということか。
事務局	基本的には4条申請や5条申請をしてもらうが、過去の経緯等を考慮した上で10年以上経過しているということも確認し、非農地証明を受け付けている。
議長	続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。11 番について事務局から説明してください。
事務局	相続人は、植木・果樹を中心に合計 21 筆すべてを良好に耕作しており、今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。なお、日吉本町五丁目 184-1 の電柱1本と支線、防犯灯の面積を除外しています。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	11番について、地区担当の川田推進委員の意見はいかがですか。
川田推進委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番は承認とします。 続いて、第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。7番について事務局から説明してください。
事務局	令和7年8月13日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	地区担当の飯田委員の意見はいかがですか。
飯田委員	去年の夏くらいに体調を崩して耕作できなくなっていまい、私の方にも誰か借りる人はいないか相談がありましたが、借り手もなかなか見つからず、今回の申請に至りました。昨年まではきちんと耕作できていた方なので問題無いと考えます。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第6号議案については証明発行とします。 続いて、「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。15番について事務局から説明してください。
事務局	15番について、買取希望がある場合は、11月5日(水)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	15番について、あっせんに協力します。 以上で第28回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第7号について事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第7号まで、議案書のとおりの一括報告) 第1号から第7号について、質問等がありますか。 無いようですので第1号から第7号までを了承とします。

事務局	続いて、第8号「横浜市中心農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者を選定するための基準について」事務局から説明してください。 席上配布資料をご確認ください。 前回総会前に推進委員の選定委員会を開催しました。選定委員会の委員長は角田会長、副委員長は野路職務代理と決定しました。基準についても決定し、その内容は席上配布資料の通りです。推進委員 19 名を選定するにあたり、19 名を超える応募があった際の基準について示しております。募集は 11 月4日から 12 月1日の期間です。報告は以上です。
野路委員	第8号について質問等がありますか。 無いようですので、第8号を了承とします。 これをもって第28回総会を終了します。 (閉会 15 時 20分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年10月27日開催 第28回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	角 田 昇	会長	出席	議長
2	野 路 幸 子	会長職務代理者	出席	
3	飯 田 清		出席	
4	加 藤 義 晴		出席	
5	小 島 重 信		出席	
6	平 本 武 夫		出席	
7	坂 田 清 一		出席	
8	白 井 秀 幸		出席	
9	阿 部 敏		出席	
10	金 井 健		出席	
11	小 池 誠一郎		欠席	
12	岡 本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		出席	
14	杉 崎 精 一		欠席	
15	関 戸 裕 一	連合会理事	出席	
16	小川名 重 典	連合会理事	出席	
17	加 藤 保		欠席	
18	石 井 芳 明		出席	議事録署名人
19	守 谷 弘		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	飯 舘 啓 吾		出席	
2	荻 野 清	連合会理事	出席	
3	金 子 宏 正		出席	
4	川 田 昭 一		出席	
5	鈴 木 昇	連合会理事	出席	
6	関 口 正 徳		出席	
7	中 山 勝		出席	
8	根 本 栄 治		出席	
9	村 岡 鐘		出席	
10	井 上 太 市		出席	
11	内 田 英 一	連合会理事	出席	
12	大 矢 勝		出席	
13	金 子 晴 男		出席	
14	河 原 俊 一	連合会監事	出席	
15	小 原 甲 史		出席	
16	齋 藤 春 美		欠席	
17	佐 藤 孝 春		出席	
18	新 川 和 生		出席	
19	森 正 明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし